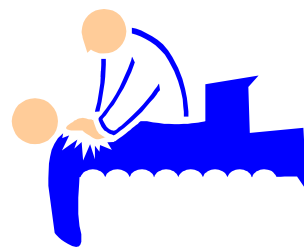


# 整骨院・接骨院を正しく利用し医療費の適正化にご協力 ください



## ○ 健康保険が使えるのは、「けが」のときだけ

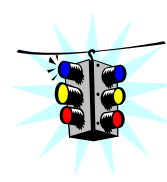
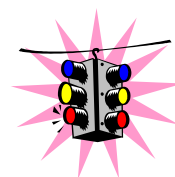
整骨院等で健康保険が使えるのは、業務外の外傷性（急性、亜急性）のけがに限られます。対象は捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）や骨折・脱臼のみです。骨折・脱臼は応急手当を除き、医師の診察を受けての同意が必要です。

## ○ 整骨院・接骨院は病院ではありません

整骨院等で働くのは「医師」でなく「柔道整復師」です。病院と異なりレントゲン検査はできず、湿布薬以外の薬の処方、手術などは行えません。原則として、受けた施術は全額自己負担となります。

〈健康保険の対象外〉

- 日常生活での疲労や肩こり、腰痛など
- スポーツ後の筋肉痛など
- 病気による凝りや痛み
- 同時期に医師の治療を受けているもの
- 同時に健康保険が認められたはり・きゅうの施術を受けているもの
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ
- 以前負傷した部位の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 業務上（通勤途上）災害での負傷

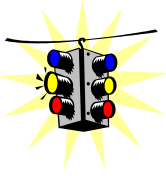


**健康保険から支給される療養費は「受領委任制度」によって柔道整復師が代理で受領。患者は自己負担分を支払う仕組みになっています。**

整骨院・接骨院で健康保険の対象となる施術を受けた場合、健康保険組合から療養費（柔道整復施術療養費）が支給されます。

健康保険の療養費の支給は、原則として、償還払い（いったん窓口で医療費の全額を支払い、あとで健康保険から自己負担分（一部負担金相当額）を除いた分が支払われる）となっていますが、柔道整復師の施術にかかる療養費については、柔道整復師が代理で療養費を受け取る「受領委任制度」が一般的に行われています。

**「受領委任制度」では、柔道整復師が代理で療養費の支給申請を行いますので、その内容に誤りがないかをよく確認し署名または押印をすることが大切です。**



療養費の支給申請書は、月に1回行われます。支給申請書には、患者が自筆で被保険者の氏名等を記入（または押印）することになっています。その際に必ず、支給申請書の内容と領収証・明細書等と照らし合わせ確認しましょう。

[ここをチェック!]

**◇施術の内容に誤りはないか**

回数、施術部位などを確認してください。

**◇施術部位数が3部位以上の場合**

施術部位数が3部位以上の場合で3部位目を所定料金の70/100で算定する場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載することになっています。

**◇医師の同意についての記載があるか**

骨折・脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、摘要欄に医師名と同意日を記載することになっています。

**以下のように健康保険を利用しながらかかるのはやめましょう。**

[不適切な受診例]

**○ すり替え受診**

健康保険の対象外のものを対象となるけが・原因にすり替えて健康保険を使うこと。

**○ 部位ころがし**

健康保険での利用を続けるために、患部を次々と変えて継続して施術を受けること。

**○ ついで受診**

「ついでだから」と体のほかの部分や一緒に来た家族まで施術を受けること。

**整骨院等を利用したときの健康保険組合から問い合わせは何のため？**

健康保険組合では、整骨院・接骨院から不適切な療養費の請求を防ぐために、整骨院等で健康保険を使って施術を受けた方に対して、文書等によりけがの原因や施術内容・回数などについて確認を行っています。**療養費の請求が適切かを確認するため**ですので、ご協力ください。

**療養費は皆様から納付していただいた大切な保険料のなかから支払われております。**

**整骨院等で健康保険を利用する際は、不正な利用とならないよう、どのような場合に健康保険が適用されるかをきちんと理解したうえで、施術を受けるようにしましょう。**

**適正受診に努めていただき医療費(療養費)の適正化にご理解とご協力をお願いいたします。**